

いずれも役場の各課で納付相談を受付けているほか、一括納付が困難な場合には分割納付が可能なものもあります。期限内の納付や早めの納付相談にご協力ください。

税は、みなさんの暮らし

をより良くするための最も基本的な公共料金とも言えます。
『払えるときに払えるだけ』ではなく、『まず納税』をお願いします。
※問い合わせは、住民課 ☎ 83・2190

介護保険料を滞納していると 保険給付に制限が加えられます

介護保険は「介護をする人をみんなで支えよう」とする制度です。

その運営に必要な保険料を滞納すると、ご自分が介護サービスを利用する時に、その未納期間に応じて保険給付の制限を受けることとなります。(下表参照)

必要な時に必要なサービスが受けられないなどということがあるように、介護保険料の納付をお願いします。

納付が難しい場合には、早めにご相談ください。

*65歳以上の方またはその

属する世帯の生計維持者がつぎのような事情がある場合には、保険料を減免または徴収を猶予することができます。

①震災などの災害により住宅、家財などに著しい損害を受けたとき

②死亡または心身に重大な障害を受け、もしくは長期入院により収入が著しく減少したとき

③事業の廃止や失業などにより収入が著しく減少したとき

④新型コロナウイルス感染症などの理由により収入が

【介護保険料を納めないでいると】

■1年以上滞納
サービスを利用した時に費用がいったん全額自己負担となります。(ただし、保険給付分が支払われます。)

■1年6か月以上滞納
保険給付の一部または全額が差し止めとなります。なおも滞納が続く場合は、差し止めている保険給付費から滞納している保険料が差し引かれます。

■2年以上滞納
サービスを利用した時の自己負担が1割から3割に引き上げられます。また、介護サービスを受けられなくなります。

著しく減少したとき

※問い合わせは、福祉保健課(保険給付について) ☎ 83・2777

住民課(保険料の納付相談について) ☎ 83・2190

後期高齢者医療保険料を滞納すると… 短期証への切替などがされます

後期高齢者医療被保険者の方の保険料については、毎年7月中旬頃(年度の途中で資格を取得された方は、取得月の翌月)に通知しています。

そのうち、納付書でお支払いいただく方には、期限内の納付がない場合、督促状や催告書にてお知らせをしていますが、保険料の滞納を続けたり、納付相談にも応じない方には、つぎのような措置をとる場合があります。

◎短期被保険者証の交付
災害など特別な事情がある場合を除いて、保険料の納付が可能であるにもかかわらず、一年以上滞納している方は、通常よりも有効期限が短い被保険者証を交付します。

◎被保険者資格証明書の交付
短期被保険者証を交付さ

れた方で、滞納状況が改善されない方や納付相談にも応じない方は、被保険者証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。(医療機関での診療費は、一旦、全額自己負担となります)

◎保険給付の制限
療養費および高額療養費などの保険給付の全部または一部を差し止め、その給付分を滞納保険料に充てる場合があります。

※問い合わせは、住民課
後期高齢者医療の制度について ☎ 83・2182
納付の相談について ☎ 83・2190

